

資料5

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により、市長に再交付を申請することができる。

- 2 第4条第7項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合は、受領証等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、氏名、住所その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）により、市長に届け出なければならない。

- 2 宣誓者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出又は提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による変更届の提出があった場合において、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、~~変更前の受領証等は返還させるものとする。~~
宣誓者は、
する

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき（第11条第1項に定める場合及び転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出したときを除く。）。
- (2) 宣誓者の方又は双方が戸籍法第74条に規定する婚姻をしたとき。
- (3) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (4) 宣誓者の方が死亡したとき。
- (5) 紛失等によって受領証等の再交付を受けた後に、従前の受領証等が発見されたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第10条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第8号）の交付を受けることができる。

- 2 第4条第7項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(自治体間での相互利用)

第11条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する際、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第9号）を提出し、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。